

福島県借上げ住宅入居者 様

《 福島県借上げ住宅に係る損害保険のご案内 》

福島県借上げ住宅に係る損害保険につきましては、県で一括加入することとしており、平成31年度の損害保険について、右記とおり加入しましたのでお知らせします。

なお、下記留意事項に注意願います。

【留意事項】

- 今回のご案内は、対象データ作成時点で借上げ住宅に入居されている方全員にお送りしております。既に退去された方に送付された場合はご容赦願います。
- 入居者様の家財の損害を補償する「家財保険」につきましては、県では加入しておりません。
加入される場合は、入居者様のご負担となります。
また、家財保険に加入する際は、県が加入した補償内容と重複しないよう注意願います。
- 保険加入の証として、別途引受保険会社から、加入者証が送付されますので、大切に保管してください。
なお、加入者名については、新字体や略字を使用させていただきますので、ご了承願います。

《保険の加入内容》

下記の補償内容の確認や期間内事故の連絡につきましては、取扱代理店の有限会社エフ・ケイ・エス・福島サービスへご連絡ください。

- 保険期間
平成31年4月1日午後4時から
令和2年4月1日午後4時まで 1年間
- 補償内容

	保険金額	免責金額
借家人賠償責任	2,000万円	0円
個人賠償責任	1億円	0円
修理費用補償	100万円	3,000円

〈お問い合わせ先〉

(取扱代理店)

有限会社エフ・ケイ・エス・福島サービス
TEL：024-523-2613

〈引受保険会社〉

損害保険ジャパン日本興亜株式会社
福島支店福島支社

※補償内容の詳細等については、こちらをご覧ください
<http://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/kariage031.html>